

SMILE

☆ 今月も笑顔（スマイル）でスタート！～

4月号 Vol. 40

今月の SMILE

上海戸籍はブランドである！

まいど おおきに！

すっかり春らしい季節になってきました。

さて3月の上海では、上海戸籍をめぐる凄い話題となった一件がありました。

この発端は、3月9日に公布され5月1日から施行される「上海市常住戸籍管理規定」の第46条でした。それには「海外の居住者及び外国籍を有する(上海)戸籍者は、本人が戸籍地の公安派出所に行き抹消手続きをとること。抹消手続きを行わない者については、公安派出所が本人、親族、戸籍主に通知を行う。そして拒絶した場合、若しくは通知後1ヶ月以内に手続きを行わない者の戸籍を抹消することができる。」という内容です。

従って、この規定によれば、海外でグリーンカードや永住権などによってその国の長期居住者となっている上海籍の方は、上海戸籍を抹消しなければならない、ということになります。例えて言うならば、海外のグリーンカードなどで長期に居住している日本人に対して、日本での戸籍を抹消しなければならない、といわれているようなものです。これには、対象となる上海戸籍者及びその家族にとって、パニック状態になったとしてもおかしくはありません。その後、公安から外国籍を取得した者以外は、戸籍の抹消はしなくてもよい、という解釈が発表され、一件落ち着いたようです。ただし、二重国籍の上海戸籍の方にとっては、この規定は適用されることになると思われます。

また外国人が北京市の戸籍をもつためには、北京市に750万ドル以上の投資が必要となりました。例えば、アメリカでは外国人がアメリカ籍を取得するために50万ドルの投資が必要に比べて遥かに規模が大きいです。このように、北京市や上海市の戸籍の価値は不動産以上に高騰しているわけです。

この規定をめぐる騒動によって、上海戸籍はさらにブランドとしての認知があがったのではないのでしょうか。

それでは今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！



上海戸籍ブランド化

中国の2月輸出は前年比+44.5%で3年ぶり大幅増、輸入も増加

税関総署が3月8日発表した2月の貿易統計によると、ドル建て輸出は前年同月比44.5%増となり、伸び率は市場予想(13.6%)を上回り、3年ぶりの大きさととなった。米国との通商関係が急速に悪化する中でも、中国および世界経済が引き続き底堅く成長していることが浮き彫りになった。

ドル建て輸入は前年比6.3%増加。伸び率は予想(9.7%増)に届かず、1月の36.9%から大幅に鈍化した。貿易収支は337億4,000万ドルの黒字。黒字幅は1月の203億5,000万ドルから拡大した。中国の1、2月の経済統計は、春節(旧正月)の連休時期が毎年少しずつ異なる点に留意して読む必要があるとされる。政府は春節に伴う季節的なゆがみをならすため、1~2月のデータも公表した。1~2月の輸出は前年同期比24.4%増加し、伸び率は昨年12月の10.8%、前年同期の4%を大きく上回った。

1~2月の輸入は前年同期比21.7%増。昨年12月は同4.5%増だった。1月は春節連休前に工場が在庫補充を急いだことによるコモディティー輸入の増加が輸入全体を押し上げたとみられ、2月にこの反動で輸入の伸びが鈍った可能性がある。

1~2月の貿易収支は黒字額が前年同期比43.6%増え、543億2,000万ドルとなった。トランプ米大統領は先週1日、鉄鋼とアルミニウムに対する輸入関税を導入すると表明。中国は適用対象になるとみられ、大統領は8日か9日に輸入関税を命じる大統領布告に署名する見通し。ただ、専門家らは中国への直接の影響はほとんどないとみている。

INGのエコノミストは、中国はすでに米国への鉄鋼輸出を減らしている上、米国へのアルミ輸出は全世界向けの約10%に過ぎず、中国の輸出全体でみると少ないと指摘する。

中国の王毅外相は8日、米国と貿易戦争になった場合は必要な対応をとると表明する一方、貿易戦争はすべての国にとってマイナスとの見方も示した。

香港のANZのシニア中国エコノミスト、ベティ・ワン氏は「主要輸出先の景気が幅広く回復しており、これが2月の輸出の大幅増につながった」と指摘。ただ、対米関係の緊張が「目先の懸念要因であり、中国の貿易の下方リスクであることは間違いない」という。

2月の対米貿易黒字は209億6,000万ドルで、1月の218億9,500万ドルからやや縮小した。

2月の消費者物価が加速、春節で一生産者物価は伸び鈍化

中国の2月の生産者物価指数(PPI)は4カ月連続で伸びが鈍化する一方、消費者物価は上昇率が加速した。春節(旧正月)連休が影響した。

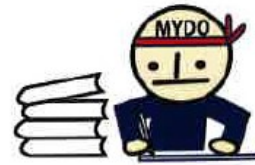
国家統計局が9日発表した2月のPPIは前年同月比3.7%上昇。1月の伸び率は4.3%だった。ブルームバーグがまとめた市場予想は3.8%上昇。

2月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比2.9%上昇。1月の同1.5%上昇から伸びがほぼ2倍に拡大し、2013年以来の高水準となった。予想は2.5%上昇だった。中国では春節連休に合わせて故郷に帰り、家族や友人と会食する機会が増える。

ブルームバーグのトム・オーリック氏らエコノミストはレポートで、「中国人民銀行(中央銀行)は周小川総裁の下であれ、その後継者の下であれ、高水準のレバレッジに伴うリスクを抑えようとする中でタカ派姿勢に傾いている」と指摘。「ただ、CPIの動きが主に食品絡みとなる中、インフレ指標自体は引き締め根拠にならない」と分析した。

交通銀行の劉学智アナリスト(上海在勤)は「春節期間の旺盛な需要と昨年のベースの著しい低さがCPIを押し上げた2大要因だ」と説明。「こうした要因は一時的であることから、CPIが向こう数カ月で鈍化に転じる可能性があり、全般のインフレ圧力はなお許容できる水準にある。PPIは緩やかな伸びを示す公算が大きく、マイナス圏に沈む可能性は低い」と述べた。





公益性寄付金支出に関する通達について

財政局及び国家税務総局は、2018年2月11日付で「公益性寄付金支出に係る企業所得税の税引前繰越・控除関連政策に関する通知」(財税[2018]15号)を公布しました。今回の主な変更点は、控除できる限度額は従前と同じ年度利益総額の12%以内ですが、控除できなかった部分を3年間繰り越すことができることになりました。具体的には次の通りです。

- 1、企業が公益性社会組織又は県級(県級を含む)以上の人民政府及びその組成部門と直属機構を通じて、慈善活動、公益事業に用いる寄付金支出は、年度利益総額の12%以内の部分を、課税所得額を計算するときに控除することができる。年度利益総額の12%を超える部分は以後3年間に繰り越して、課税所得額を計算するときに控除することができる。
- 2、企業が当年度及び以前の年度に繰り越された公益性寄付金支出は、当年度に税引前控除できる部分が、企業の当年度の年度利益総額の12%を超えてはならない。
- 3、企業が発生した公益性寄付金支出が当年度に税引前控除しきれなかった部分については、以降の年度に繰り越して控除することを認める。但し、繰越年限が寄付金の発生年度の翌年から起算しての3年間以内とする。
- 4、公益性寄付金支出に係る課税所得額を計算する際には、以前年度の繰越の寄付金支出を控除した後で、当年度に発生した寄付金支出を控除するものとする。
- 5、本通知は2017年1月1日に遡及して適用する。また2016年9月1日から2016年12月31までの間に発生した公益性寄付金支出については、2016年度の課税所得額を計算する時に控除しきれなかった部分について、本通知を適用することができる。

それにしても、寄附金の損金算入限度額の求め方は、中国の方が日本の法人税の求め方よりもシンプルだと思います。寄附金によって国内の社会福祉のためにもっと活用したいのであれば、やはり限度額を簡単に算定できた方が良いでしょう。

2018年5月1日より製造業等業界の増値税は現在の17%を16%に切下げ

前述の寄附金に関する記事を用意していた際に、増値税の税率が16%になるというニュースが入りましたので、今月は会計税務編その2ということで、お知らせします。

3月28日に、国務院総理李克強が国務院常務会議を主宰招集し、増値税改革を深める措置を確定しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 過去5年間の「営業税から増値税に転換」の実施を通じ、累計2.1兆元の減税となった。
2. 中央、国務院の指示に従って、さらに税制を改善し、製造業及び小企業などの実体経済の発展のために、また市場主体の負担を軽減させるために、国務院常務会議は、2018年5月1日から、以下の政策を実施することにした。
 - (1) 製造業等の業界の増値税税率は現在の17%を16%に切下げる、
 - (2) 交通運輸、建築、基礎電気通信サービスなどの業界や農産物などの貨物の増値税税率は現在の11%から10%に切下げる、通年として2,400億元の減税となると見通している。
 - (3) 増値税小規模納税者の基準が統一される。工業企業と商業企業小規模納税者の年間売上高の基準は現在の50万元と80万元を一律500万元に切り上げる。また、一定期間内に一般納税者と登録された企業を小規模納税者にも転換が認められる。多くの企業に対し、より低い徴収率で課税の優遇を受けられるようにする。
3. 装備製造などの先進的な製造業、研究開発などの現代サービス業条件に満たす企業や電力企業は一定期間内で仕入税額控除できる残高について一時還付を与える。

上記三項の実施によって、市場主体の税額負担が4,000億元あまり軽減される見通しである。尚、内資と外資企業はすべて同等に受益できるものとする。

企業にとって、減税は有難いですね！元気がでますね！

人事労務情報

2018年の上海市[最低賃金]が発表されました。

3月21日に、2018年の上海市[最低賃金]が公表されました。2017年[2,300元](手取り)から2018年[2,420元](手取り)となりました。前年比で5%増となります。上海市最低賃金の前年比[5%増]は、昨年と同様に2000年以降最低水準の伸び率です。2009年の金融危機以降、上海市の最低賃金は6年連続で「2ケタ増」。その後、2016年からは3年連続で「1ケタ」の伸び率が続いています。

尚、[上海市の最低賃金の定義]は『手取り額』です。社会保険料、住宅積立金、残業手当、高温手当、昼食手当や通勤交通費なども[含まない]金額になっています。

そこで2018年の上海市最低賃金を「社会保険料」と「住宅積立金」を含めた『給与総額』に換算すると、◎総額3,000元超えは「確実」です。

ちなみに、「給与総額3,000元」は、10年前の「上海市平均賃金」の水準です。本科(大卒)の初任給水準も長らく「3,000元が相場」と言われ続けていましたが、今や「3,000元」は『最低賃金』のレベルになってしまいました。

また今年度の「社会保険料」の上限・下限が定まる上海市[前年度平均賃金]は、3月21日現在でまだ公表されていません。

次はこの上海市の平均賃金が「7,000元」を超えるかどうか・・・に注目です。

上海市 前年度(2017年)従業員[平均賃金]～4月分社会保険より適用

前述の通り、3月21日に2018年の上海市[最低賃金]が発表されたのに続き、3月29日に、上海市・前年度平均賃金が「実質的に」発表になりました。そこで今回は人事労務編その2ということで、この件も取り上げてみたいと思います。

上海市 前年度(2017年)従業員[平均賃金]は、●月収:給与総額:7,132元(前年比9.7%増)となりました。ただし、「出所」である上海市人社局 公式微信アカウント(<http://mshn.jp/r/?id=0uo21810&sid=3576>)には、『月収:7,132元』とは明記されていません。社会保険基数[上限]額と社会保険基数[下限]額が明記されています。社会保険基数の[上限・下限]の設定には、計算式が決まっています。

社会保険基数[上限]額 = 市平均賃金 × 300% = 21,396元

社会保険基数[下限]額 = 市平均賃金 × 60% = 4,279元

ちなみにこの[上限値]とは、例えば給料が10万円だったとしても、[上限値:21,396元]までしか社会保険料は発生しませんということであり、[下限値]とは、例えば給料が最低賃金だったとしても、[下限値:4,279元]に対して社会保険料は発生しますということを意味しています。

従って、この計算式から、逆算すると上海市 前年度(2017年)従業員[平均賃金]は、●(月収):7,132元(前年比9.7%増)という数値になります。

やはり「7,000元の大台」を突破してきましたね。

また上海の[(前年度)平均賃金]は、「社会保険」「住宅積立金」の個人負担分や「個人所得税」も[含む]金額です。コミコミの[給与総額]を意味しています。

これに対して、前述の上海の[最低賃金]は、[手取り額]です。定義が異なりますので、ご注意ください。

最後に[前年度(2017年)従業員平均賃金]によって、社会保険、経済補償金、生育手当、はたまた労災時の補償金等、様々な面で、平均賃金が基数として使われます。



情報協力:コゾノ式 良くなる人事・組織研究所

仕事に対する熱意をどう上げるか？

下記は、米調査会社のギャラップが仕事への熱意「エンゲージメント」を調べるために実施しているアンケートの一部です。「はい」が多い人や職場ほどモチベーションが高く、主体的に仕事に取り組んでいるそうです。

次の質問に「はい」「いいえ」で答えてほしい

- ・私は仕事をする上で、自分の最も得意なことを行う機会が毎日ある。
- ・職場で自分の意見が考慮されていると感じる。
- ・最近 1 週間で自分の仕事が褒められたり、認められたりしたことがある。
- ・職場に親友がいる。
- ・過去 1 年間の間に仕事を通じて学び、成長する機会を持った。

結果をみると、日本人の仕事に対する熱意はほぼすべての調査で最下位クラス。「仕事に主体的に取り組む人」は全体の 6%にとどまり、世界 139 カ国のなかで 132 位でした。

この調査結果は企業経営にとっても重大な警鐘といえるでしょう。

転職観の違いから、米国は社員の意識調査に熱心です。不満を放置すればが、優秀な人材を手放すことになり、結果として大きな損失につながるからです。一方、日本は終身雇用の名残から離職率は高くありません。そのため、経営者は社員の心のありように鈍感になりがちです。しかし、離職しないことと熱意を持って仕事をするとは別の話です。受動的なまじめさはあれど、自ら積極的に仕事に向き合う姿勢に欠ける日本人。それが労働生産性の低さやイノベーション不足に帰結しているのではないのでしょうか。

処方箋として注目されるのは、直属の上司との関係です。社員の意欲を最も左右するため、部下とよく話し、彼らの「弱み」ではなく、「強み」に着目する上司がいれば、職場の意欲は上がる可能性が高いでしょう。

参考:『日本経済新聞』(1 月 29 日)「経営の視点 企業を蝕む熱意なき職場」

問題の背景としては、職場における世代間のギャップも一因でしょう。価値観の多様化や情報環境の変化、また、残業時間抑制という流れもあり、若い世代と上の世代においてコミュニケーションをとることが難しくなっています。以前は、いわゆる「アフター5」で職場の上司と部下で飲みに行く機会もしばしばあったと思われませんが、今ではめっきり減っているようです。

経営者としても、人材配置の最適化と適材適所を熟考して社員全員がイキイキと働ける文化をつくり、それに磨きをかけていくことが責務ではないのでしょうか。働き方改革と同時に、そうした上司と部下の関係といった、身近な問題に無関心ではいられない時代ですね。

(情報提供:日本クレアス税理士法人)





ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第36回：“難しい！”、“難しい！”と言ってるけれど、あんた“右なの？ 左なの？”・・・
はっきりしないあなたの態度が、一番の問題よ！！

皆さんにも、目前の課題に対し、“はっきり”とした判断を下さなければならない場面が、きっとあるはずですよ。
しかし、だれかれとなくタイムリーに、“はっきりとした判断”が出るとは限りません。
むしろ、事態が複雑で、状況判断が難しく“明確な判断”が付かないケースの方が、多いのではないのでしょうか？！
しかし“ああ～、難しい！ 難しい！”・・・と言いながら、判断を下すべき情報も集めず、判断を求められているにもかかわらず、ただ、“判断しないまま”、“結論を出さないまま”にしている人も多い。そうすると、「自分も不安な状態」となり、「周囲を不安の渦に巻き込む」ことになり、次の更なる大きな問題を生むことになりかねないですね。

また、別の見方をすると、“判断しないまま”とか“結論を出さないまま”考え続けていると言うことは、“考え過ぎる”とか“考え込む”ということであり、“悩む”のと同じこととなるのです。これも要注意！
だから、状況を素早く「分析」し、「判断」し、「行動」することをお勧めします。
なぜなら、もしそこで出した結論が間違っていたとしても、早ければ、その分早く「修正・対応」ができる・・・ということなのですから。

さあ～！ あなたも明確な態度で、早く、“前へ！ 前へ！”

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>